内閣官房令

○内閣官房令第三号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。	４　［同上］
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
十二　内閣官房副長官補の掌理する事務のうち、令和六年能登半島地震により被害を受けた地域の復旧及び復興の支援に関する施策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整について、内閣官房副長官補を補佐するもの	［号を加える。］
［５～７　略］	［５～７　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

○内閣官房令第四号

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十五条の規定に基づき、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄